

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 貿易保険法の一部改正

一 株式会社日本貿易保険の設立

1 総則

(一) 株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）は、対外取引において生ずる通常の保険によつて救済することができない危険を保険する事業を行うことを目的とする株式会社とすること。

（第三条関係）

(二) 政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有していなければならないものとする。

（第四条関係）

(三) 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができるもの等とすること。

（第五条関係）

2 役員及び職員

会社の役員等の選任及び解任の決議並びに会社の代表取締役等の選定及び解職の決議は、経済産業

大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。

(第七条関係)

3 貿易保険引受基準及び再保険引受基準並びに引受決定

(一) 経済産業大臣は、会社が貿易保険の引受けを決定するに当たって従うべき基準（以下「貿易保険引受基準」という。）及び再保険の引受けを決定するに当たって従うべき基準（以下「再保険引受基準」という。）を定めるものとし、当該基準を定めたときは、これらを公表するものとする。

(第十五条関係)

(二) 会社は、貿易保険又は再保険の引受けを行おうとするときは、貿易保険引受基準又は再保険引受基準に従って、貿易保険又は再保険の引受けを決定しなければならないこととし、貿易保険又は再保険の引受け（経済産業省令で定めるものに限る。）を決定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならないものとする。

(第十六条関係)

4 財務及び会計

(一) 会社は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、経済産業大臣の許可を受けな

なければならないものとする。

(第十八条関係)

- (二) 会社は、責任準備金の算出方法書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならないものとし、毎事業年度末において、貿易保険の保険契約等に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならないものとする。 (第二十一条及び第二十二条関係)
- (三) 政府は、会社が、社債を発行し、又は資金を借り入れることによつても、なお貿易保険の事業に要する費用等に充てるための資金の調達をすることが困難であると認められるときは、予算で定める金額の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。 (第二十八条関係)

5 雑則

- (一) 会社は、経済産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督し、経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとき等には、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができるとすること。 (第三十一条関係)
- (二) 会社の定款の変更の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。 (第三十三条関係)

(三) 政府は、会社が外国政府等に関する貿易保険等に関して取得した債権等についてその免除等をした場合において、その免除等をしたことが我が国が締結した条約その他の国際約束に照らして特に必要なものであると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に対し、その免除等をした債権等の額の全部又は一部に相当する額の交付金を交付することができるものとする。

(第三十六条関係)

二 政府の再保険の廃止

政府の再保険に係る規定を削除すること。

(改正前第四章関係)

三 罰則

罰則について所要の規定を設けること。

(第七十四条から第七十七条まで関係)

四 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 特別会計に関する法律の一部改正

貿易再保険特別会計に係る規定を削除すること。

(改正前第二条及び第二章第十四節関係)

第三 附則

一 この法律の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

二 経済産業大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせるものとする等、会社の設立の手續等に関し必要な事項について定めるものとする。

(附則第二条から第十一条まで関係)

三 会社の成立の際現に国が有する権利及び義務のうち、政府の再保険事業に関するものは、会社が承継するものとする。

(附則第十二条関係)

四 日本貿易保険は、会社の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に
おいて会社が承継するものとする。

(附則第十三条関係)

五 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。

(附則第十五条から第二十六条関係)

六 関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第二十七条から第三十七条関係)